令和6年度 特別養護老人ホームふくしあ事業計画書

第1. 基本方針

ふくしあは、開設から金山地区の恵まれた自然環境の中で、ご利用者が個人の持っている力を基軸として「安心、安全」が保障された生活となるように、人と人の関りを重視・確保しながら暮らし続けられるユニットケアでの全室個室の住環境の下で、ご利用者個人の尊厳を保ち続けて「あたりまえの生活」が実現されるように、サービス提供者(従事者)は、ご利用者と対等であることを基本理念の下で、「ご利用者の人権と人格を尊重した主体性のある生活」を確保して一人ひとりの個性に合わせた生活介護、支援を行うと共に、新型コロナ等の感染予防を図りながらご利用者とご家族の繋がりを重要視した関係作りを推進します。

また、職員の配置不足に伴い定員30名での運営となっており、大変に厳しい経営状況であることから施設運営・経営の見直し・改革はスピード感をもって進め、大乗会の経営が安定・改善されるように事業を進めて参ります。

つきましては、基本方針を踏まえて令和6年度の重点項目を次のとおり設定して 取り組みます。

- 1. ふくしあの運営は、大乗会経営には大きな負担となっていることから大乗会 高齢者施設の経営状況の改善を図るべく事業の思い切った見直しを進めると 共に、ご利用者が南富良野町で住み続けられるように南富良野町と協力を図 り高齢者福祉の充実化を進めます。
- 2. 南富良野大乗会高齢者事業は2施設を運営していますが、職員の人員不足によりふくしあは、定員を30名にすると共に、介護スタッフの確保は出来ない状況であることから、一味園との統合等を図り巨額の赤字運営の一部を改善することを進めます。

また、統合にあたっては、ご利用者、ご家族と職員のご理解、ご協力頂き事業の改善を図ります。

- 3. ご利用者が安心して生活ができるように、リスクマネジメントの徹底を図り、 介護の質を高めたサービスを提供します。
- 4. ご利用者の人権擁護は、個々の価値観や生活習慣、プライバシーに配慮した支援を進めると共に、ご利用者の希望・意思を尊重した、ご自分らしく自立した 生活が送れるように介護サービスを提供します。
- 5. ご利用者本位で、自己決定の選択を尊重すると共に、ご家族の希望にも沿った 介護サービスを提供します。
- 6. 感染症対策は、ご利用者、ご家族及び職員のご協力を得て、ご利用者の健康が保持されるように各種対策に努める共に、ご家族等との面会には、適切な配慮で進めます。
- 7. 職員は、ご利用者介護・支援の資質向上のために日常から介護技術・知識等の習得に努め総合的な介護力の向上に努めます。
- 8. 職員のコンプライアンス(法令・ルール順守)の向上を図るために研修会に参加を進めます。
- 10. 職員確保・定着では、介護現場の働き方改革を更に一歩進めると共に、多様な職員の採用・活用に努めます。

第2. 施設サービスの運営方針

- 1)日常生活支援・介護について
- (1) 居室は個室によりプライバシーが尊重された中で、居室と一体的に配置されたリビングでの生活を基に、ユニット単位を施設内における一つの地域(コミ

ュニティ)として位置づけ、ご利用者同士が「顔なじみの関係」が築かれるように支援をします。

(2) ご利用者間の交流の場として、談話コーナーを活用すると共に、誰とでも交流ができるホール・地域交流室等を活用し、ご利用者が相互に自分に見合った社会関係を段階的に築き上げることと、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにご利用者一人ひとりの心身の特性と状況に合わせた「介護支援計画(ケアプラン)」を作成し、介護支援を提供します。

2)食事について

食事は生命維持のために重要な役割を担うこと、ご利用者の QOL (生活の質) に大きく影響を与える事を念頭に置いた、食事サービス支援に努めます。

また、食事サービスは、栄養士が給食委託業者への指示と連携を密に図り、適切に次のとおり提供します。

- (1)ご利用者個々の身体状況や気分に応じ、自分のペースで食事が取れるよう、 食事の場所・時間等にも配慮します。
- (2) 季節食と行事食は、「旬や時節」に関するイベント(節分、翁花祭、クリスマス、もちつき、バイキング食事会等)を通して変化と楽しみのある食生活を提供するよう努めます。
- (3)要介護度が高く、経口摂取が困難になってきたご利用者についても、できる 限り経口摂取が継続できるよう、適切な食事アセスメントを行い、安全に配慮 しながらメニュー提供をします。

また、ご利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

(4) 日常的にご利用者の栄養状態をチェックし、低栄養の予防、改善のため状態に応じた内容の変更はもとより、個々のニーズに合わせた個別のメニューと高カロリー栄養補助食品等の併用により、ご利用者個々の健康状態に合う食事提供に努めます。

3)入浴について

身体の清潔を保ち、血液の循環を促して、生理的機能を向上させるだけでなく、 ご利用者がリラックスし爽快に感じられるよう、次のとおり入浴の支援をします。

- (1) ご利用者が身体の清潔を維持し、快適な入浴ができるよう、これまで家庭で 馴染んできた個浴を基本とし、ゆとりを持った入浴の提供を行うとともに、ご 利用者の心身の状態に応じて清拭、足浴等の支援を行います。
- (2) ご利用者個々の身体状況に応じた入浴方法を検討の上、入浴技術の習得により個々の身体状況に応じた入浴介助を提供します。
- (3) 桜湯やバラ湯・ラベンダー湯などの季節や楽しみを感じられるように入浴サービスを企画します。
- (4) 施設内の大浴場の活用や日帰り温泉入浴を計画するなど、入浴等を通してより潤いある生活の質の充実を推進します。
- (5) 新規介護・入浴機器のシャワー浴槽の導入により、ご利用者に適した安心・安全で、身体への負荷が軽減された入浴介護を実践します。

4)排泄について

排泄は、生命維持・健康維持に多大な影響を与え、人間の尊厳に関わるものです。 自立して生きようとする意欲の維持・向上のために適切な排泄の支援を次のとお り行います。

(1) 排泄は、個室トイレでの排泄を継続できるよう支援します。パッドを使用しているご利用者には、大きいパッドからより小さいパッドへ移行できるよう支

援します。また、ご利用者個々の身体状態に合わせた排泄介護ができるよう、 定期的に排泄委員会及びユニット会議等で検証し、個々人に合った排泄支援を 行います。

- (2) お薬に頼らない自然排便を目指し、毎食後のトイレ誘導や朝一番の冷水の飲用、腹部のマッサージ習慣や日中の生活活動を促進し自然排便を促せるよう支援します。
- (3) 排泄行為は自分以外の者が共存しない空間で行う行為です。支援・介護者が踏み込まなければならない環境において、ご利用者の尊厳や羞恥心への配慮を持って行います。

5)行事・レクリエーション等について

- (1)季節に合わせた施設行事(夏祭り・翁花祭・クリスマス会等)やユニット単位の行事(誕生会・花見・スイカ割り・食事企画・餅つき・節分・ひな祭・外食等)を実施する他、新型コロナの感染状況により演芸・ミニコンサート、地域の行事(小学校の運動会や学芸会、湖水祭り、地域の交流会等)への参加と地域とのふれあいや交流を図り、ご利用者の施設内生活での余暇活動を推進します。
- (2)各ユニットではレク行事計画を作成の上、計画的な予算執行で事業を実施し、施設内で楽しみのある生活の充実に努めます。
- (3) ご利用者のご要望に応じた外出、外泊、帰省等ができるよう安全に配慮した対応を行います。

6)ご利用者の健康管理について

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の感染予防においては、地域の感染状況を踏まえて感染予防対策を講じると共に、本年度からの新型コロナウイルスワクチン接種は国の方針を踏まえて対応することで、ご家族等のご協力を頂き感染予防に努めます。
- (2) インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等の感染症予防とインフルエンザワク チンの接種により発症軽減の対策を行います。また、感染症流行前に感染対策 委員会を開催し、感染症の発生・拡大を防ぐように努めます。感染症発生時に は、感染症対応マニュアル及びBCPを基本として、看護・介護職員が連携を して迅速な措置対応に努めます。
- (3) 嘱託医の診察をはじめ、看護・介護職員による日々の体温、脈拍、血圧、体重などの測定を行い、健康管理を進めます。
- (4) ご利用者の体調変化等の対応では、嘱託医及び協力医療機関の指示と協力の下で、早期発見、早期治療に努めます。また、夜間帯は看護職員が携帯電話を所持し、体調の変化等に対応します。なお、介護職員は怪我や急変時には、適切な対応ができるよう研修会等に参加し、質の向上に努めます。
- (5) 誤えん性肺炎の予防のために、歯科医師や口腔衛生士の指導・助言の下で、 ご利用者の口腔アセスメントを行い、口腔衛生の充実・向上に努めます。 また、歯科医による定期的な往診や歯科治療等による健康の保持・増進に努め ます。

7)ご家族等との交流について

- (1) 日々の生活の中で、ご利用者の身体的・精神的状況に変化が見られたときにはご家族へ連絡し、状態報告を行います。また、医療機関へ受診した場合には受診結果を報告するなど、ご家族との連携を密に図ります。
- (2)機関紙の発刊、居室担当者からの手紙等で、情報提供を行うとともに、ご家族の施設行事への参加や家族会事業等を通じて連携・協力を図ります。
- (3)ご利用者の自宅への外出・外泊については、ご家族と相談調整の上進めます。

- (4) 家族室等を利用してのご家族施設滞在は、感染症を考慮した上でご利用者とご家族の交流の機会には協力をします。
- (5) 各事業・行事等については、特に、新型コロナウイルスの感染状況を見極めて取り組を行うこととします。

8)ターミナルケア(看取り)について

ターミナル期と認められるご利用者に対しては、医師・ご家族等と綿密に連携して身体的・精神的苦痛をできるだけ緩和し、ご利用者の尊厳に十分に配慮すると共に、ご家族が少しでも寄り添えるような時間を提供できるように看取り支援を行います。

また、看取りに際しては、医師よりご家族等に状態の説明をし、今後の方針について同意を得ながら進めます。

なお、新型コロナ禍の中では、面会の場所と人員、時間の制限を設けた中でご 家族のご理解を受けて実施をいたします。

9)介護支援計画(ケアプラン)の策定について

- (1) ご利用者一人ひとりに添ったケアを提供するため、ご利用者・ご家族の希望を取り入れた介護サービス計画を定期的に作成した上、計画書に基づいたサービスを提供します。また、心身の状況に応じて随時サービス計画の内容変更を行います。
- (2)介護サービスの提供に関しては、定期的に担当介護員が中心としたアセスメント・モニタリングを行い、ご利用者の希望等についてご家族との連携、調整を図りながらより良い支援サービスに努めます。

10)防災対策について

(1) 災害時における管理体制で定期的な通報訓練、消火訓練、避難訓練を消防計画に基づき適宜実施します。また、地震・雪害など自然災害対策の強化に努めます。

なお、災害時発生時においては、BCPを基本として事業の継続運営に努めます。

- (2) 職員の防災意識の高揚や緊急時における連絡体制等の周知徹底を図ります。
- (3) 被災時に必要となる物品等を備蓄し災害に備えるとともに、非常用電源の定期的な稼働訓練を行います。
- (4) ふくしあは、南富良野町の災害時避難所として、指定をされておりますので、 緊急災害時においては、南富良野町と密な連携を図り、特に新型コロナウイル 等の感染症対策を講じながら対応を進めます。

11)地域との交流

基本として、夏祭り等の施設行事においては、地域住民の方々にご来場を頂き、地域行事への参加等を通じて地域住民との交流と個人や団体による慰問ボランティア活動を積極的に受け入れ、ご利用者と地域交流の充実を図ります。

12)短期(予防)入所生活介護

空床を利用し、様々な理由により在宅生活が困難な状況にあるご利用者・ご家族に対して短期間の介護サービスを提供します。

13)利用契約とサービス料金

ご利用者の入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て、別に定める「重要事項説明書」に基づき、施設の概要やサービス提供内容、利用料負担などについて説明の上、「利用契約書」により入所契約を行います。

14)人権擁護と苦情解決等

- (1) 社会福祉法第82条の規定により、介護サービスについての意見・要望・苦情等を受付対応するため、苦情解決委員会を設置し、苦情受付担当者の配置して適切な対応を行い、サービスの質や信頼性の向上に努めます。
- (2)人権擁護と尊厳を重視するために、委員会を設置をすると共に、各担当者を配置して適切な介護ケアが実践できるように取り組みます。
- (3) コンプライアンスを徹底し、特に、ご利用者への不適切な行為は絶対にあってはならないことを充分に認識して、法人マニュアルに基づき適切に支援・介護を行うと共に、各種研修会に参加し、質の向上に努めます。

第3. 組織とご利用者状況

1)組織の概要

◎令和6年度は、介護職員の不足に伴い入居・利用者定員を30名とした運営を行い、経費は、緊縮型で効果的に節約をした運営とすべく、全職員の協力を得て施設経営を進めて参ります。また、各部門では現況を認識した上で、ユニット型特養の特徴である個別ケアの充実推進に努めます。

(1) 総務課

- ① 総務課は、施設運営の要である庶務、会計、庁舎管理を行い、ご利用者への間接的な支援と総合的な組織、施設管理を行います。
- ② 生活相談員は、日常のご利用者やご家族からの相談等を行うとともに、介護・看護職員と連携のもと、関係機関等との調整支援を行います。 また、待機者の確保のため、各関係機関との連携を密にし、スムーズな入所・受入ができるように努めます。
- ③ 栄養士は、個々の特性に応じた食事提供のため他職種と連携し情報を共有することで、栄養管理や調理業務の管理指導を委託業者に指示します。

(2) 介護課

- ①介護課は、定員30名の利用者で3ユニットによるご利用者の心身の状態に 応じた日常生活支援及び介護サービスを提供します。また、居室担当制によ りご利用者及びご家族との関わりを大切にした身近で細やかな支援に努め ます。
- ②入居者の要介護度が増していることから介護スタッフの専門的な研修・勉強会を通して介護技術等の向上に努めます。

(3) 医務課

看護師は、介護員・相談員と協働し、嘱託医や協力医療機関と連携を図りご利用者の日々の健康状態を把握して健康管理の徹底を行う共に、介護職員への医療的な教育を行います。

2)職員の配置状況(4月1日現在)

職種	配置人員	備考
施設長	1	
医師	1 (1)	嘱託医
介護支援専門員	[1]	相談員兼任
生活相談員	1	
介 護 職 員	16 (1)	
看 護 師	3	
機能訓練指導員	[1]	看護師兼任
栄養 士	1 (1)	

事務員	2 (1)	
介護補助員	2 (2)	
警 備 員	5 (5)	
清 掃 員	4 (4)	
合 計	3 6 [2] (15)	

※〔〕は兼任、()は内:臨時職員

3)会議、委員会の体制について

- ◎ご利用者へ良質な介護サービスの提供を図るために、職員の共通認識を持って 業務にあたることを目標に各会議や委員会を設置します。また、各委員会はご利 用者が安心して安全に生活できる環境や条件を整備し、生活等が向上するように、 施設業務及び運営の各分野に関して次のとおり検討・企画調整をします。
- (1) ご利用者の生活支援の向上のため、次の会議を開催し職員間の連携、情報共有を図ります。
 - 職員会議

• 役職者会議

ユニット会議

・介護課役職者会議(リーダー会議兼)

ケース会議

- ・食事サービス会議
- (2) 施設運営とご利用者の生活向上を図るため、次の委員会を設置・運営します。
 - 事故対策・虐待・身体拘束ゼロ委員会(安全対策含む)
 - · 感染症、褥瘡予防委員会
- 排泄委員会

・食事・レク委員会

·入浴委員会

• 記録、広報委員会

· 入所判定委員会

· 防災対策委員会

* 八川刊足安貝云

• 業務改善等委員会

• 施設内感染対策委員会

4)ご利用者の状況

(1) 要介護度別 4月1日現在

区	分	介護 1	介護 2	介護3	介護4	介護 5	合計	平均
男	性	0	0	0	3	1	4	4.3
女	性	1	0	0	1 0	1 0	2 1	4.3
合	計	1	0	0	1 3	1 1	2 5	4.3

(2) 年齢構成別

区	分	$70 \sim 74$	$75 \sim 79$	80~84	85~89	90~94	$95\sim$	平均
男	性	0	0	1	0	2	0	88.7
女	性	0	3	3	5	1	1 0	91.9
合	計	0	3	4	5	3	1 0	8 9.6

(3) 出身地別

区	分	南富良野町	富良野市	上富良野町	中富良野町	占冠村	圏域外	合計
男	性	3	1	0	0	0	0	4
女	性	5	1 1	0	0	3	2	2 1
合	計	8	1 2	0	0	3	2	2 5

第4. 各種事業運営と職員処遇等

1. 研修等事業

◎ユニットケアの特性を理解し、家庭的かつご利用者一人ひとりの状況に対応するため、介護職、看護職を中心とした全スタッフの専門知識と介護技術の向上に努めます。

- (1) 福祉従事者としての専門性と質の向上を図るため、職員個々が自己研鑽に励み、定期的な施設内研修会を開催するとともに、施設外研修・オンライン研修に参加・推進します。
 - ・新任者研修(入職時及び法人内研修)
 - ・施設内研修会(トランス勉強会、接遇、ユニットケアの理解、感染・褥瘡予防、虐待・身体拘束、その他)
 - 関係機関、関係団体等の開催する外部研修
 - ・他法人による研修会への参加及び先進施設の見学研修(感染状況による)

2)財務管理について

- (1)介護給付費は、適切な加算報酬を取得し適正な請求を行い、効率的で効果的な事業執行を行います。定員30名の介護報酬財源では、運営が赤字運営であることから予算については、法人全体で経営対応することとし、倹約・節倹を図りながら財務管理を行います。
- (2)事業の予算執行に当たっては、法人事業の総合的な運営により進めると共に、 効率的な物品等の購入と経費削減で効率的な予算執行に努めます。
- (3)職員の処遇改善については、国が示している各種処遇改善加算の取得申請を行い適正に職員へ配分をするように進めます。

3)ふくしあ事業運営の見直しについて

南富良野大乗会の高齢者福祉事業(ふくしあ)は、慢性的な人材不足に直面し、利用者定員を減員する運営であると共に、南富良野町及び富良野管内からの施設活用者は低減な状況から「ふくしあ」及び「一味園」の施設運営では、巨額な赤字経営となっています。このことから、南富良野大乗会の運営自体が弱体化することが明らかでありますので、法人の介護サービス・施設運営のあり方については、早急に高齢者事業の統合を進め赤字運営の縮小を図ることで、将来的な大乗会の施設運営が安定化する方向になるよう事業の見直しを推進し、町民が安心して福祉サービスが享受できるための高齢者事業再編を大きな目標として推進します。

4)施設保全と管理整備について

- (1) ふくしあは、創設 1 6 年を経過していることから経年劣化が堅調に出現しています。特に、設備機器等(エアコン・厨房機器等)の故障と破損が多く発生している状況がありますが、ご利用者の生活環境での保全は適切な管理を進ます。
- (2) 定員の減員で未使用となっている「おか・そらユニット」及びデイサービスかなっぷの施設管理は、適時に清掃等をの管理に努めます。
- (3) 今後、高齢者事業の見直しにより、ふくしあの一時休止があった際は、施設備の保全のために専門業者による保全対策処置を講じます。

5)情報の管理と発信について

- (1) 施設内のトータルな業務、また介護や相談業務に関する記録管理等は、事務 室や各ユニットのITソフトによるパソコンシステムにより業務の効率化、情報の共有を図ります。
- (2) 必要な情報が適切に記録・入力され円滑に活用できるよう、定期的に整理・

見直しを図ります。

- (3) プライバシー権利を遵守し、パソコンのパスワード化等によるセキュリティ対策など個人情報の取り扱いには十分配慮した事務管理体制に努めます。
- (4) 施設広報誌とSNS並びに大乗会のホームページを活用し、施設行事等の情報を多角的に幅広く発信し、ご利用者の生活と活動の内容を発信します。

6)職員の健康管理について

- (1)職員の新型コロナウイルス等の感染症対応については、職員の協力の下で、 定期的な検査や自己管理を徹底した感染対策を講じます。 また、各種ワクチンの接種については、情報を提供した上で、協力・理解を 求めて感染予防の軽減に努めます。
- (2) 定期(前期・後期)健康診断と生活習慣病検診等を実施します。
- (3)職員が心身ともに十分な休養を取ることができるよう計画的な業務執行を図ります。

7)交通安全の推進について

職員の交通事故・違反防止は、起こしてはならないことの教育強化を図り、セーフティラリーに参加することで交通ルールを守る意識の助長を図ります。

別紙1

第5 令和6年度 ふくしあ年間行事計画

月	日	施設行事等	地域等参加行事	その他
4月	1 日	辞令交付式		
	初旬	新人オリエンテーション		
-	15日	健康診断 (前期)		職員健康診断
5月	初旬	お花見(屋外)・ドライブ		
6月	上旬 下旬	家族会環境美化事業避難訓練		
7月	7日	七夕祭	金山神社祭 湖水祭り	大乗会スポレク交流会
8月	上旬	夏祭り		大乗会職員交流会
	中旬	スイカ割り		
	下旬	災害訓練		
9月	中旬	家族会環境美化事業・総会		ふれあい合同園祭
	下旬	翁花祭(敬老会)		
10月	中旬	避難訓練		
	中旬	職員健康診断(後期)		
	下旬	ハロウィン祭		
11月		インフルエンザ予防接種	西小学校学芸会	職員健康診断
12月	中旬	クリスマス会		
	下旬	餅つき		
1月	初旬	新年会		
2月	3 日	節分、バイキング		法人研究発表会
3月	3 日	雛祭り		
その他行	亍事	 ・行事は施設全体又はユニットで行なう(随時開催) ① 全体~映画鑑賞会喫茶ふくバ等 ② ユニット~誕生会外食・外出・おやつ作り等 ③ 理美容(毎月) 	ご利用者の希望に 応じて地域行事等 に参加	隔月で法人研修会 (階層・経験別等)

◎ふくしあ事業の統合に伴う休止については、利用者在籍状況を踏まえて進めます。

※新型コロナウイルス等の感染症の状況を踏まえて各行事は実施を致します。

